

令和6年2月定例会

# 議案説明資料 予算に関する説明書

( 令和6年度当初予算等関係 )

## 輝く鳥取創造本部

\*各事業の説明資料の「本年度」の欄は来年度の当初計上額  
「前年度」の欄は今年度の当初予算額  
「比較」の欄は「本年度」-「前年度」の額

\*トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

## 令和6年2月定例会 議案説明資料目次

輝く鳥取創造本部

【予算関係】  
(一般会計)

議案番号	件名	課名等	頁
第1号	令和6年度鳥取県一般会計予算		
	1	当初予算説明資料	(総括表) 3
			人口減少社会対策課 4
			買物環境確保推進課 20
			交通政策課 21
			観光戦略課 35
		国際観光・万博課 70	
		交流推進課 78	
		まんが王国官房 83	
	2	公共事業当初予算総括表	交通政策課 88
	3	歳入歳出事項別明細書	92
	4	節の明細	95
	5	債務負担行為に関する調書	人口減少社会対策課 他 99

【予算関係以外】

議案番号	件名	課名等	頁
第34号	鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	交通政策課	101
第49号	財産を減額して貸し付けること（鳥取バスターミナル用地）について	交通政策課	107

令和6年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費  
4項 港湾費  
4目 空港費

交通政策課（内線：7586）  
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取砂丘コナン空港管理費	〔債務負担行為〕 272,190	〔債務負担行為〕 1,543,521	〔債務負担行為〕 △1,271,331	〔債務負担行為〕 61,364	〔債務負担行為〕 111,000 <47,000>		〔債務負担行為〕 99,826	
	695,254	644,450	50,804	40,909	74,000		580,345	県費負担 627,345
トータルコスト	717,947千円（前年度 667,061千円）〔正職員：2.9人〕							
主な業務内容	運営交付金交付事務、運営権者との連絡調整、県が負担する空港の更新投資・管理事業、空港用地等の借用事務（国及び地権者との協議、契約事務等）							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

鳥取県営鳥取空港（愛称：鳥取砂丘コナン空港）は、平成30年7月に公共施設等運営権（コンセッション）制度に基づく民間事業者による空港運営に移行し、現在、鳥取空港ビル（株）が運営権者となっている。  
当初、同社による空港運営を第1期コンセッションとして、令和6年4月から公募によって選定した新たな民間事業者による第2期コンセッションを開始する予定であった。しかし、コロナ禍による航空需要の低迷等を理由に、公募時期を延期することとした。  
このことに伴い、第1期コンセッション事業期間を令和9年3月末まで3年延長するため、令和5年3月に「鳥取県営鳥取空港特定運営事業等公共施設等運営権実施契約の延長等に関する合意書」（以下「延長等合意書」という。）を締結した。この際、令和3年度に実施した中間評価委員会の答申を踏まえ、実施内容を一部改善した。  
令和5年度以降、県は運営権者に対し、延長等合意書に基づき運営権者の収入で不足する管理運営費を運営交付金として、一定額交付する。また、延長等合意書に更新投資等の費用負担のルールを定めており、運営交付金とは別に県が費用負担すべき部分を負担する。以上、鳥取空港の管理運営等に要する全般的な経費である。

2 主な事業内容

（単位：千円）

細事業名	内容	本年度	前年度
1 運営交付金（債務負担行為設定済）	運営権者に運営交付金を交付する。 運営交付金＝基準費用（県直営費用－コスト削減額）－基準収入	430,227	430,629
2 更新投資等	延長等合意書上、県が運営交付金とは別に負担すべき費用。	188,859	107,758
国際線ターミナル空調熱源更新 〔国費1/2〕 〔債務負担行為〕令和7年度	「中長期保全計画」に従い、国際線ターミナルビルの空調用熱源機器を更新（冷温水発生機及び冷却塔を空冷ヒートポンプチャラーに改修）する。 （R6:83,865千円、R7:125,801千円）	83,865	
国際線ターミナル非常用発電機更新 〔起債〕 〔債務負担行為〕令和7年度	「鳥取空港事業継続計画（A2-BCP）」に従い、72時間連続稼働対応可能な非常用発電機に更新する。 （R6:40,614千円、R7:60,919千円）	40,614	
除雪車（スノースーパー）更新 〔債務負担行為〕令和7年度	空港に配備している除雪車（スノースーパー）について、老朽化と耐用年数超過に伴い修繕による対応が困難となったことから更新する。 （R6:36,630千円、R7:85,470千円）	36,630	
航空灯火受配電盤中央監視装置更新	航空灯火受配電盤中央監視装置が老朽化し、不具合が発生しているため、更新する。（県1/2負担：3,500万円以上7,000万円未満）	27,750	
3 運営権外管理事業	空港の維持管理、空港用地（国有地等）の借用等に係る費用。	35,511	46,921
低層風情報提供システム 記載ミス注意：運営権設定施設	離着陸時に多大な影響を与える低層風を観測し、運航中の機体に情報提供することで、安全性向上に貢献するシステムの保守管理を行う。	3,980	
騒音調査・分析および離発着割合調査・分析	鳥取空港周辺対策に関する協定書に基づき、騒音調査・分析および離発着割合調査・分析を行う。	4,539	
その他固定的経費、枠内標準事務費等	使用料・賃借料（爆発物検査装置賃借料、空港用地等借上料）、除草委託等諸費。	26,992	
4 航空灯火LED化補用品等購入整備費	航空灯火のLED化に伴って必要となる補用品等の購入・整備に要する費用を運営権者に交付する。	20,842	10,983
5 滑走路等電気料金高騰対策費	令和元年度（コロナ前）の電気料金実績と令和元年度における電力使用量実績および令和5年度に適用の電気料金単価を用いて計算した電気料金試算値との差額について、運営権者に支払う。なお、令和5・6年度は固定、令和7年度以降は変動となる。	19,542	19,542
6 中間評価委員会の開催	「鳥取空港特定運営事業等中間評価委員会」を設置し、運営権者が特定運営事業等を適正かつ確実に実施しているか、外部の視点から検証および評価する。	273	0
7 検温体制強化費用	検温係員の配置に係る費用（新型コロナウイルス感染症対策）（令和5年度終了）。	0	1,083
8 鳥取空港着陸料・停留料の減免支援	着陸料・停留料の減免支援（令和5年度終了）。	0	27,534
	合計	695,254	644,450

3 事業目標・取組状況・改善点

令和5年3月に実施内容の一部改善を含む延長等合意書を締結し、事業期間を3年延長（令和9年3月まで）した。  
また、運営権者がより自由度の高い空港運営を行えるようにすることで、既存インフラの価値が高まり、利用促進が図られ、賑わい創出の拠点となるよう当該事業を実施する（令和8年度：搭乗者427千人以上、一般来場者640千人以上）。さらに、県は空港設置者として、安全・安心な空港づくりのため、運営権外の管理を運営権者と協力して合理的に実施する。

（注）起債欄の<>書きは交付税措置額を除いた額である。  
県費負担額は、起債欄の<>書きの金額に一般財源の金額を加算した額である。

令和6年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費  
4項 港湾費  
4目 空港費

交通政策課 (内線: 7586)  
(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取砂丘コナン空港第2期コンセッション準備事業	34,192	61,828	△27,636				34,192	
トータルコスト	49,842千円 (前年度 77,422千円) [正職員: 2人]							
主な業務内容	実施方針の策定・公表、特定事業の選定・公表、優先交渉権者選定審査会の設置 (委員選定・任命) ・運営、要求水準書の作成、募集要項の作成、募集説明会の開催							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

鳥取砂丘コナン空港は、平成30年7月にPFI法に基づく公共施設等運営権 (コンセッション) 制度を活用し、民間事業者による空港運営に移行した (運営権者は鳥取空港ビル(株)を県が指名指定した)。当初、同社による空港運営は、令和6年3月末までとし、これを第1期コンセッションとして、令和6年4月からは、公募によって選定した民間事業者による第2期コンセッションを開始する予定であったが、コロナ禍による航空需要の低迷等を理由に、公募時期を延期することとし、第1期コンセッションの事業期間を令和9年3月末まで延長した (第1期総事業期間8年9ヶ月)。

令和9年4月からの第2期コンセッション開始に向けて、「安全・安心な空港運営」および「空港を拠点とした賑わいの創出」を両輪として運営することができる民間事業者を選定する必要があり、事業スキームの検討、実施方針の策定・公表、新たな民間事業者 (優先交渉権者) の募集・選定等の必要な手続き・準備を実施する。

2 主な事業内容

(単位: 千円)

細事業名	内容	本年度	前年度
第2期コンセッションに向けた総合的アドバイザー業務委託費 (令和5～8年度)	・実施方針、要求水準書等の作成・公表に関する支援 ・募集要項等の作成、民間事業者の選定に係る審査会開催に関する支援 等	34,100	61,600
優先交渉権者選定審査会開催経費	・審査会の開催経費	92	0
総合的アドバイザー業務事業者選定審査会開催経費	・審査会の開催経費	0	228
合計		34,192	61,828

公募による新たな民間事業者の選定に当たっては、PFI法に基づく必要な手続きに一定の期間 (令和5～8年度、委託費143,000千円) を要する。また、PFI法に基づく一連の手続きには法制度・財政制度面における課題の整理・解決策の検討、空港施設の適正な維持管理体制の検討など、高い専門知識・豊富な経験が必要とされる。

このため、PPP/PFI事業に関する知識・経験を有する外部コンサルタントから一括して一定期間に亘って支援を受けながら第2期コンセッションに向けた準備を進める。

○債務負担行為 (令和5年度設定)

総合的アドバイザー業務委託費 (令和6～8年度) 81,400千円

令和6年度: 34,100千円, 令和7年度: 40,700千円, 令和8年度: 6,600千円

3 事業目標・取組状況・改善点

第2期コンセッションは、公平性と競争性原理が働き、民間事業者の新たな提案や創意工夫が発揮され、空港の更なる魅力の向上、空港を拠点とした賑わいの創出、観光や地域経済の活性化を期待し、公募方式による本格的なコンセッションとする。

この際、「安全・安心な空港運営」および「空港を拠点とした賑わいの創出」を両輪として、これらを次期 (第2期) コンセッションの公募条件に盛り込んだうえで、事業者 (優先交渉権者) を選定する。また、最終選定した事業者に対しては、空港利用者および県民にとって鳥取砂丘コナン空港がより良い施設となるよう働きかけていくとともに支援を行う。

令和6年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費  
4項 港湾費  
4目 空港費

交通政策課（内線：7586）  
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)鳥取砂丘コナン空港まるっとDX化推進事業	20,230	0	20,230	20,000			230	
トータルコスト	22,578千円（前年度 0千円） [正職員：0.3人]							
主な業務内容	委託契約、監督、支払い事務、運営権者との連絡調整、協議会の運営、国庫補助金業務（申請、報告、収人事務等）							
事業内容の説明								
<b>1 事業の目的、概要</b>								
鳥取砂丘コナン空港では、令和4年度に空港基本施設、その他土木施設、航空灯火、建築施設および車両に関する維持管理更新計画を策定し、各空港施設等の長寿命化および維持管理コストの削減に取り組んでいる。加えて、空港脱炭素化推進計画や、空港と周辺観光地等を結ぶ二次交通の改善にも積極的に取り組んでいる。しかし、空港運営（維持管理を含む）に関わる情報管理はExcel等で行われ、データは担当ごとに紙ベースで管理されており、電子データでの一元管理ができていない。そこで、鳥取砂丘コナン空港のあらゆる情報（利用者情報からインフラ設備維持管理情報まで）をまるっとDX化し、効果的かつ効率的な空港運営や施設管理（維持管理を含む）を行うとともに、空港二次交通、空港脱炭素化および地域活性化などへの積極的な活用を目指すものである。								
<b>2 主な事業内容</b>								
令和6年度は、空港まるっとDX化に向けての第1段階として、次の内容を実施する。								
（単位：千円）								
細事業名	内容							本年度
空港DX化に向けた概略設計業務 [国費10/10]	鳥取砂丘コナン空港に関するあらゆる情報の管理・活用について、現状と課題を整理し、活用方法を検討し、空港DX化に向けたデータベースの概略設計およびプロトタイプ構築を行う。							20,000
学識経験者を含めた協議会の開催	データベースのプロトタイプ構築に際し、より効果的なデータベースとするため、学識経験者を含む協議会を開催する。							230
合計							20,230	
なお、プロトタイプ構築の過程で得られた経験は、米子鬼太郎空港へも横展開していく予定である。								
<b>3 参考</b>								
国土交通省総合政策局の補助事業「令和6年度 先導的官民連携支援事業」を活用する。								

令和6年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費  
4項 港湾費  
4目 空港費

交通政策課（内線：7586）  
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取砂丘コナン空港を拠点とした賑わいづくり事業	11,038	9,540	1,498				11,038	
トータルコスト	21,211千円（前年度 22,795千円）〔正職員：1.3人〕							
主な業務内容	鳥取砂丘コナン空港内の名探偵コナン装飾維持管理・関係機関調整、デジタルスタンプラリー等の実施、情報発信、民間主体のイベント支援、案内看板の設置工事の発注・契約、監督、検査・支払事務							
事業内容の説明								
鳥取砂丘コナン空港内の名探偵コナン装飾の維持管理・関係機関調整、デジタルスタンプラリーなどのイベント開催、ツインポートの取組の県内外への情報発信、ツインポートエリアの魅力が体感できる民間主体イベント支援や案内看板設置などを行う経費である。								
【事業概要】								
細事業名	内容			本年度	前年度			
ツインポート加速化促進事業								
交流促進	県外からの来場者の多くが名探偵コナンを目当てに来場されるなど、名探偵コナンへの期待が高いことから、名探偵コナン装飾や謎解きラリーやスタンプラリーの催しを通じて、県内外からの来訪を促進する。			4,031	4,528			
ツインポートの知名度アップ	ツインポートの取組を県内外に情報発信し、知名度の向上を図る。また、令和6年度は愛称化10周年の節目の年でもあり、デジタルサイネージのリニューアルを行う。			944	99			
ツインポートの賑わいづくり事業	ツインポートエリアの魅力（コナン装飾、食パラダイス、砂場スポーツなど）が体感できる民間主体のイベント支援や、コナン装飾の充実などによって、鳥取砂丘コナン空港・鳥取港相互の誘客促進を図る。			3,563	4,913			
				小計	8,538	9,540		
鳥取砂丘コナン空港と周辺観光地等を結ぶ二次交通改善対策事業※								
ツインポート相互移動円滑化事業	ツインポート相互移動円滑化に向けた小型モビリティの活用を促進するため、「かにっこ空港ロード」に小型モビリティ向け道路案内看板を設置する。			2,500	0			
				合計	11,038	9,540		
※鳥取砂丘コナン空港における二次交通の充実（選択肢の新設・拡充、利便性の向上）に向け、令和5年3月に策定した「鳥取砂丘コナン空港航空機利用・地域交通戦略」をもとに、令和5年度以降は、運営権者が運営交付金を活用し、交通事業者等と調整のうえ、主体的に事業活動を実施している。当該予算は、県の側方支援として実施するものである。								
米子鬼太郎空港関係管理費	52,903	44,167	8,736			<使用料等> 5,521	47,382	
トータルコスト	54,468千円（前年度 48,066千円）〔正職員：0.2人〕							
主な業務内容	委託契約、監督、支払事務、関係機関との調整、利用者対応、申請書受付・審査、交付決定、事業報告の確認、国有財産使用許可申請等							
事業内容の説明								
米子鬼太郎空港の維持管理等に要する経費である。								
【事業概要】								
細事業名	内容			本年度	前年度			
空港無料駐車場管理費	県が米子市・境港市と共同で空港駐車場（無料）を管理運営する経費である。併せて、各駐車場への案内表示の改善に取り組む。			37,717	27,771			
空港関連施設管理費	県が米子市・境港市と共同で空港連絡通路・JR米子空港駅待合施設等を管理運営する経費である。			5,317	3,985			
空港周辺地域振興交付金	滑走路延長事業に伴い県、米子市、境港市および両市の地元協議会が合意した地域振興計画に基づき、地域振興事業を実施する両市に対して交付する交付金である。（現在は、米子市のみ。）			9,869	11,328			
空港検温体制強化費用	検温機材を配置する経費（新型コロナウイルス感染症対策）である（令和5年度終了）。			0	1,083			
				合計	52,903	44,167		



令和6年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費  
4項 港湾費  
4目 空港費

交通政策課（内線：7586）  
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取空港滑走路等整備事業 〔一般公共事業〕	650,000	139,000	511,000	325,000	<227,500> 292,000		33,000	県費負担 260,500
トータルコスト	657,825千円（前年度 141,339千円）〔正職員：1人〕							
主な業務内容	国庫補助金業務（申請、報告、収入事務等）、現地確認、設計および委託契約・監督、検査・支払事務、関係機関との調整							
事業内容の説明								
【事業概要】								
細事業名	内容			本年度	前年度			
滑走路端安全区域整備に係る工事 〔国費1/2〕	航空法施行規則の改正に伴い必要となった滑走路端安全区域（RESA）の拡張工事。 令和6年度は、改修工事（仮設工事等）を行う。			576,000	(137,000)			
航空灯火LED化工事 〔国費1/2〕	航空灯火のLED導入率100%に向けて計画的に進めるLED化工事。 令和6年度は、過走帯灯、転回灯、滑走路末端灯のLED化工事を行う。			74,000	139,000			
				合計	650,000	139,000	(276,000)	
（括弧内）：令和5年6月補正後の額								

6目 直轄空港事業費負担金

交通政策課（内線：7586）  
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
直轄空港事業費負担金 〔直轄負担金〕	72,973	143,460	△70,487		<32,500> 65,000		7,973	県費負担 40,473
トータルコスト	73,756千円（前年度 144,240千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	直轄事業に係る関係機関との協議・調整、負担金の協議・支払い							
事業内容の説明								
国が米子鬼太郎空港（美保飛行場）において行うエプロン（駐機場）舗装改修工事および電源設備更新工事に係る経費の県負担分である。								

11款 災害復旧費  
2項 土木施設災害復旧費  
3目 空港災害復旧費

交通政策課（内線：7586）  
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
空港災害復旧費 〔災害公共事業〕	50,000	50,000	0	40,000	<500> 10,000			県費負担 500
トータルコスト	50,783千円（前年度 50,780千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	国庫補助金業務（申請、報告、収入事務等）、災害査定、現地確認、設計、工事および委託契約・監督、検査・支払事務、関係機関との調整							
事業内容の説明								
空港施設の災害復旧に要する経費である。								

（注）起債欄の<>書きは交付税措置額を除いた額である。  
県費負担額は、起債欄の<>書きの金額に一般財源の金額を加算した額である。

令和6年度一般会計当初予算説明資料

11款 災害復旧費  
 2項 土木施設災害復旧費  
 3目 空港災害復旧費

交通政策課（内線：7586）  
 （単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
空港単独災害復旧費〔単独災害復旧事業〕	2,000	2,000	0		<500> 1,000		1,000	県費負担 1,500
トータルコスト	2,783千円（前年度 2,000千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	測量設計業務発注・進捗管理、監督業務、業者対応、関係機関協議							
事業内容の説明 空港災害復旧のための被害調査に要する経費（1,000千円）および小規模な空港災害の復旧に要する経費（1,000千円：起債）である。 ※前年度の人役は空港災害復旧費に計上している。								

（注）起債欄の< >書きは交付税措置額を除いた額である。  
 県費負担額は、起債欄の< >書きの金額に一般財源の金額を加算した額である。



## 令和6年度公共事業当初予算総括表

予算関係

輝く鳥取創造本部(単位:千円)

事業名	令和5年度 当初計上 予算額(A)	令和6年度 当初計上 予定額(B)	左の財源内訳				対前年比 (B)/(A)	事業内容の説明 (主な事業箇所)
			国庫支出金	起債	その他	一般財源		
一般公共事業(A)	139,000	650,000	325,000	<227,500> 292,000		33,000	467.6	県費負担 260,300千円
単県公共事業(B)								
計(C)=(A+B)	139,000	650,000	325,000	<227,500> 292,000		33,000	467.6	県費負担 260,300千円
一般直轄事業(D)	( 797,000 ) 143,460	( 421,000 ) 72,973		<32,500> 65,000		7,973	50.9	県費負担 40,473千円
合計(E)=(C+D)	282,460	722,973	325,000	<260,000> 357,000		40,973	256.0	県費負担 300,973千円
災害公共事業	50,000	50,000	40,000	<500> 10,000			100.0	県費負担 500千円
直轄災害								
単独災害復旧事業	2,000	2,000		<500> 1,000		1,000	100.0	県費負担 1,500千円
小計(F)	52,000	52,000	40,000	<1,000> 11,000		1,000	100.0	県費負担 2,000千円
総計(E+F)	334,460	774,973	365,000	<261,000> 368,000		41,973	231.7	県費負担 302,973千円

(注)一般公共事業の事業費は、補助事務費及び人件費総額を含む額である。

一般直轄事業、直轄災害欄の( )内は事業費である。

起債欄の上段<>書きは、交付税措置額を除いた金額である。県費負担は、起債欄の<>書きの金額と一般財源の金額を加算した額である。

## 令和6年度公共事業当初予算総括表

予算関係

輝く鳥取創造本部(単位:千円)

事業名	令和5年度 当初計上 予算額(A)	令和6年度 当初計上 予算額(B)	左の財源内訳			対前年比 (B) / (A)	事業内容の説明 (主な事業箇所)
			国庫支出金	起債	その他		
一般公共事業	139,000	650,000	325,000	<227,500> 292,000		467.6	県費負担 260,500千円
空港整備事業	139,000	650,000	325,000	<227,500> 292,000		467.6	鳥取空港
単県公共事業							
空港事業							
一般直轄事業	( 797,000 ) 143,460	( 421,000 ) 72,973		<32,500> 65,000		50.9	県費負担 40,473千円
空港	( 797,000 ) 143,460	( 421,000 ) 72,973		<32,500> 65,000		50.9	米子空港 県費負担 500千円
災害公共事業	50,000	50,000	40,000	<500> 10,000		100.0	
空港災害復旧事業	50,000	50,000	40,000	<500> 10,000		100.0	鳥取空港、米子空港
直轄災害							
単独災害復旧事業	2,000	2,000		<500> 1,000		100.0	県費負担 1,500千円
災害復旧事業調査費	1,000	1,000				100.0	鳥取空港、米子空港
単独災害復旧事業	1,000	1,000		<500> 1,000		100.0	鳥取空港、米子空港
単独災害関連事業							

(注) 一般直轄事業、直轄災害欄の上段( )書きは事業費である。起債欄の上段< >書きは、交付税措置額を除いた金額である。県費負担は、起債欄の< >書きの金額と一般財源の金額を加算した額である。

## 令和6年度 公共事業実施地区の概要

(一般公共事業)

交通政策課(単位:千円)

事業名	地区(路線等)名	事業箇所	全 体 計 画			R5以前 事業費	R6年度事業費		R7以降 残事業費
			事業概要	期間	事業費		事業概要	事業費	
鳥取空港滑走路等整備事業	鳥取空港	鳥取市	滑走路等整備	R4 ～ R12	3,109,000	453,000	滑走路端安全区域整備に係る工事 航空灯火LED化工事	650,000	2,006,000

## 令和6年度 直轄負担金の概要

交通政策課(単位:千円)

事業名	地区名	負担額
(空港事業)	米子空港	(421,000)
		72,973

(注)負担額の上段( )書きは、国の負担基本額(事業費)である。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

当該年度提出に係る分

事 項	課 名	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				備 考
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源	
							国庫支出金	地方債	その他		
		千円		千円		千円	千円	千円	千円	千円	
令和6年度 鳥取県未来人材育成奨 学金支援事業	人口減少社 会对策課	180,000			令和7年度から 令和20年度まで	限度額に同じ				限度額に同じ	
令和6年度 地域バス交通等体系整 備支援事業補助	交通政策課	補助金総額 235,560千円を限 度として、令和6 年度に交付決定 した額から令和6 年度に交付した 額を差し引いた額			令和7年度	限度額に同じ				限度額に同じ	
令和6年度 若桜線維持存続事業	交通政策課	5,522			令和7年度から 令和17年度まで	限度額に同じ				限度額に同じ	
令和6年度 コミュニティ・ドライ ブ・シェア(鳥取型ライド・シ ェア)推進事業	交通政策課	314,592			令和7年度	限度額に同じ				限度額に同じ	
令和6年度 鳥取砂丘コナン空港管 理費	交通政策課	272,190			令和7年度	272,190	61,364	111,000		99,826	
令和6年度 夢みなとタワー管理委託 費	観光戦略課	27,428			令和7年度から 令和10年度まで	限度額に同じ				限度額に同じ	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	課 名	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				備 考
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源	
							国庫支出金	地方債	その他		
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
平成27年度 鳥取県未来人材育成奨学金 支援事業	人口減少社会 対策課	170,708	平成28年度から 令和5年度まで	47,439	令和6年度から 令和8年度まで	123,269			123,269		
平成28年度 鳥取県未来人材育成奨学金 支援事業	人口減少社会 対策課	183,670	平成29年度から 令和5年度まで	53,388	令和6年度から 令和12年度まで	130,282			130,282		
平成28年度 若桜線維持存続事業補助	交通政策課	3,043	平成29年度から 令和5年度まで	1,850	令和6年度から 令和9年度まで	1,057				1,057	
平成28年度 特別寝台列車誘致事業補助	観光戦略課	13,928	平成29年度から 令和5年度まで	8,707	令和6年度から 令和9年度まで	4,975				4,975	
平成28年度 参道にぎわい活性化支援 事業補助	西部総合事務 所県民福祉局	36,380	平成29年度から 令和5年度まで	20,248	令和6年度から 令和8年度まで	8,678				8,678	
平成29年度 鳥取県未来人材育成奨学金 支援事業	人口減少社会 対策課	183,670	平成30年度から 令和5年度まで	40,913	令和6年度から 令和13年度まで	142,757			142,757		
平成29年度 若桜線維持存続事業補助	交通政策課	2,970	平成30年度から 令和5年度まで	1,406	令和6年度から 令和10年度まで	1,171				1,171	
平成30年度 鳥取県未来人材育成奨学金 支援事業	人口減少社会 対策課	188,620	令和元年度から 令和5年度まで	44,168	令和6年度から 令和14年度まで	144,452			144,452		
平成30年度 若桜線維持存続事業補助	交通政策課	2,695	令和元年度から 令和5年度まで	967	令和6年度から 令和11年度まで	1,160				1,160	
令和元年度 鳥取県未来人材育成奨学金 支援事業	人口減少社会 対策課	187,596	令和2年度から 令和5年度まで	31,266	令和6年度から 令和15年度まで	156,330			156,330		
令和元年度 若桜線維持存続事業補助	交通政策課	3,476	令和2年度から 令和5年度まで	707	令和6年度から 令和12年度まで	1,237				1,237	
令和元年度 爆発物検査装置賃借料	交通政策課	27,239	令和2年度から 令和5年度まで	12,056	令和6年度から 令和9年度まで	13,728				13,728	
令和2年度 鳥取県未来人材育成奨学金 支援事業	人口減少社会 対策課	181,976	令和3年度から 令和5年度まで	17,106	令和6年度から 令和16年度まで	164,870			164,870		
令和2年度 若桜線維持存続事業	交通政策課	3,333	令和3年度から 令和5年度まで	755	令和6年度から 令和13年度まで	2,014				2,014	
令和3年度 鳥取県未来人材育成奨学金 支援事業	人口減少社会 対策課	181,976	令和4年度から 令和5年度まで	8,016	令和6年度から 令和17年度まで	173,960			173,960		
令和3年度 若桜線維持存続事業	交通政策課	5,291	令和4年度から 令和5年度まで	772	令和6年度から 令和14年度まで	3,473				3,473	
令和4年度 鳥取県未来人材育成奨学金 支援事業	人口減少社会 対策課	181,974	令和5年度	453	令和6年度から 令和18年度まで	181,521			181,521		
令和4年度 若桜線維持存続事業	交通政策課	5,335	令和5年度	481	令和6年度から 令和15年度まで	4,809				4,809	
令和4年度 米子空港管理費	交通政策課	23,207	令和5年度	5,034	令和6年度から 令和7年度まで	7,551			1,132	6,419	
令和4年度 パスポート発給事務費	交流推進課	181,974	令和5年度	36,098	令和6年度から 令和9年度まで	144,611			80,000	64,611	
令和5年度 鳥取県未来人材育成奨学金 支援事業	人口減少社会 対策課	183,434			令和6年度から 令和19年度まで	183,434			183,434		
令和5年度 若桜線維持存続事業	交通政策課	6,446			令和6年度から 令和16年度まで	6,446				6,446	
令和5年度 空港管理費	交通政策課	1,543,521			令和6年度から 令和8年度まで	1,543,521				1,543,521	
令和5年度 鳥取砂丘コナン空港次期コ ンセプション準備事業	交通政策課	81,400			令和6年度から 令和8年度まで	81,400				81,400	
令和5年度 米子空港関係管理費	交通政策課	10,518			令和6年度から 令和8年度まで	10,518			513	10,005	
令和5年度 夢みなとタワー管理委託費	観光戦略課	463,600			令和6年度から 令和10年度まで	445,060				445,060	

<p>条 例 名 等</p>	<p>鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例</p>												
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提案理由 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づき、鳥取空港及びその関連する施設（以下「運営対象施設」）に公共施設等運営権を設定する場合には、選定事業者を公募の方法により選定する等に努めることとするとともに、これに伴い、適正かつ公正な運営等の確保及び空港の利用者の便益の増進を図るため、必要な事項を定める等所要の改正を行う。</p> <p>2 概要 （1）知事は、公共施設等運営権を設定する場合には、選定事業者を公募の方法により選定する等、民間の資金、経営能力及び技術的能力を最大限に活用した効果的かつ効率的な空港の運営等ができるよう努めるものとする。 （2）選定事業者の選定の基準に次に掲げる基準を加える。 ア 運営対象施設の運営等に関する計画が空港の公正な利用を確保することができるものであること。 イ 運営対象施設の運営等に関する計画が空港の効用を最大限に発揮させるものであること。 ウ 運営対象施設の運営等に関する計画が運営対象施設を活用したにぎわいの創出に資するものであること。 （3）次のとおり空港機能施設事業（空港ビル等の航空旅客・航空貨物の取扱施設等の建設及び管理）に対する規制を定める。 ア 知事は、運営対象施設に公共施設等運営権を設定した場合には、空港機能施設事業を行う者を指定することができる。 イ 指定空港機能施設事業者が旅客取扱施設利用料を定めようとするときは、知事の認可を受けなければならないものとする。 ウ 知事は、指定空港機能施設事業者に対し、業務に関し監督上必要な命令をすることができるものとする。 エ 知事は、指定空港機能施設事業者が、空港機能施設事業を適正に行うことができないと認められる等の場合には、当該指定を取り消すことができるものとする。 （4）その他所要の規定の整備を行う。 （5）施行期日等 ア 施行期日は、令和6年4月1日とする。 イ 上記の改正は、施行期日以後の公共施設等運営権の設定から適用する。</p> <p>3 参考 第2期コンセッション開始までのスケジュール（予定）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>主な内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和5年度</td> <td>● 実施方針（案）の公表、マーケット・サウンディング（11月～2月）</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td>● 実施方針の策定・公表（夏期）、特定事業の選定、募集要項等の策定・公表（冬期）</td> </tr> <tr> <td>令和7年度</td> <td>● 優先交渉権者の選定・公表、基本協定の締結、特別目的会社（SPC）設立（秋期） ● 運営権設定及び債務負担行為に係る議会への附議</td> </tr> <tr> <td>令和8年度</td> <td>● 実施契約の締結・公表（春期）、業務引継期間（約1年間）</td> </tr> <tr> <td>令和9年度</td> <td>● 第2期事業開始（4月～）</td> </tr> </tbody> </table>	年 度	主な内容	令和5年度	● 実施方針（案）の公表、マーケット・サウンディング（11月～2月）	令和6年度	● 実施方針の策定・公表（夏期）、特定事業の選定、募集要項等の策定・公表（冬期）	令和7年度	● 優先交渉権者の選定・公表、基本協定の締結、特別目的会社（SPC）設立（秋期） ● 運営権設定及び債務負担行為に係る議会への附議	令和8年度	● 実施契約の締結・公表（春期）、業務引継期間（約1年間）	令和9年度	● 第2期事業開始（4月～）
年 度	主な内容												
令和5年度	● 実施方針（案）の公表、マーケット・サウンディング（11月～2月）												
令和6年度	● 実施方針の策定・公表（夏期）、特定事業の選定、募集要項等の策定・公表（冬期）												
令和7年度	● 優先交渉権者の選定・公表、基本協定の締結、特別目的会社（SPC）設立（秋期） ● 運営権設定及び債務負担行為に係る議会への附議												
令和8年度	● 実施契約の締結・公表（春期）、業務引継期間（約1年間）												
令和9年度	● 第2期事業開始（4月～）												



鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例（昭和42年鳥取県条例第24号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p><u>第1章 総則（第1条）</u></p> <p><u>第2章 空港の設置及び管理（第2条—第20条）</u></p> <p><u>第3章 公共施設等運営権の設定等（第21条—第24条）</u></p> <p><u>第4章 空港機能施設事業（第25条—第31条）</u></p> <p><u>第5章 雑則（第32条）</u></p> <p><u>附則</u></p> <p><u>第1章 総則</u></p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項並びに空港法（昭和31年法律第80号）第12条第1項及び<u>第23条</u>の規定に基づき、鳥取県営鳥取空港の設置及びその管理に関する事項について定めることを目的とする。</p> <p><u>第2章 空港の設置及び管理</u></p> <p>（権限の委任）</p> <p>第20条 略</p> <p><u>第3章 公共施設等運営権の設定等</u></p> <p>（公共施設等運営権の設定）</p> <p>第21条 知事は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第16条の規定により、選定事業者（同法第2条第5項に規定する選定事業者をいう。以下同じ。）に<u>空港及び空港に関連する施設（以下「運営対象施設」という。）</u>の運営等（同条第6項に規定する運営等をいう。以下同じ。）に係る公共施設等運営権（同条第7項に規定する公共施設等運営権をいう。以下同じ。）を設定することができる。</p> <p><u>2 知事は、前項の公共施設等運営権を設定する場合には、選定事業者を公募の方法により選定する等、民間の資金、経営能力及び技術的能力を最大限に活</u></p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項及び<u>空港法（昭和31年法律第80号）第12条第1項</u>の規定に基づき、鳥取県営鳥取空港の設置及びその管理に関する事項について定めることを目的とする。</p> <p>（権限の委任）</p> <p>第20条 略</p> <p>（公共施設等運営権を設定する場合の特例）</p> <p>第21条 知事は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第16条の規定により、選定事業者（同法第2条第5項に規定する選定事業者をいう。以下同じ。）に<u>空港の運営等（同条第6項に規定する運営等をいう。以下同じ。）</u>に係る公共施設等運営権（同条第7項に規定する公共施設等運営権をいう。以下同じ。）を設定することができる。</p>

用した効果的かつ効率的な運営対象施設の運営等ができるよう努めるものとする。

3 第1項の選定事業者の選定は、規則で定めるところにより知事に申請を行った民間事業者が次に掲げる基準に適合すると知事が認めた場合に行うものとする。

(1) 運営対象施設の運営等に関する計画が次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 当該運営等に係る業務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

イ 空港の公正な利用を確保することができるものであること。

ウ 空港の効用を最大限に発揮させるものであること。

エ 運営対象施設を活用したにぎわいの創出に資するものであること。

(2) 前号の計画に従って運営対象施設の運営等を適正かつ確実に実施するために必要な経理的基礎及び技術的能力を有する者であること。

#### (運営権者が行う業務)

第22条 前条第1項の規定により公共施設等運営権の設定を受けた選定事業者（以下「運営権者」という。）が行う業務は、運営対象施設の運営その他の知事が別に定める業務とし、その基準は、知事が別に定める。

2 前項の業務を行うため、この条例（前条、前項、第25条、第26条及び第28条から第31条までを除く。）の規定に基づく知事の権限は、第20条の規定にかかわらず、運営権者が行うものとする。

#### (施設の利用等に係る料金)

第23条 前条第2項に規定する場合においては、第4条第1項又は第4条の2第1項の規定により空港の施設を利用する者及び第11条第1項の規定により土地等の使用の許可を受けた者は、運営権者が別に定める当該施設の利用及び土地等の使用に係る料金を運営権者に支払わなければならない。

2・3 略

(議会への報告)

第24条 略

### 第4章 空港機能施設事業

2 前項の選定事業者の選定は、規則で定めるところにより知事に申請を行った民間事業者が次に掲げる基準に適合すると知事が認めた場合に行うものとする。

(1) 空港の運営等に関する計画が当該運営等に係る業務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

(2) 空港の運営等を適正かつ確実に実施するために必要な経理的基礎及び技術的能力を有する者であること。

第22条 前条第1項の規定により公共施設等運営権の設定を受けた選定事業者（以下「運営権者」という。）が行う業務は、空港の運営その他の知事が別に定める業務とし、その基準は、知事が別に定める。

2 前項の業務を行うため、この条例（前条及び前項を除く。）の規定に基づく知事の権限は、第20条の規定にかかわらず、運営権者が行うものとする。

第23条 前条第2項に規定する場合においては、第4条第1項又は第4条の2第1項の規定により空港の施設を利用する者及び第11条第1項の規定により土地等の使用の許可を受けた者は、運営権者が別に定める当該施設の利用及び土地等の使用に係る料金を納めなければならない。

2・3 略

(議会への報告)

第24条 略

(空港機能施設事業者の指定)

第25条 知事は、運営対象施設に公共施設等運営権を設定した場合には、次に掲げる要件を備えていると認められる者を、その申請により、空港において空港機能施設事業（空港法第15条第1項に規定する空港機能施設事業をいう。以下同じ。）を行う者として指定することができる。

(1) 基本方針（空港法第3条第1項に規定する基本方針をいう。次号において同じ。）に従って空港機能施設事業を行うことについて適正かつ確実な計画を有すると認められること。

(2) 基本方針に従って空港機能施設事業を行うことについて十分な経理的基礎及び技術的能力を有すると認められること。

2 知事は、前項の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定による指定をしないものとする。

(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

(3) 心身の故障により空港機能施設事業を適正に行うことができない者として規則で定めるもの

(4) 法人又は団体であつて、その役員のうちの前3号のいずれかに該当する者があること。

3 知事は、第1項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者（以下「指定空港機能施設事業者」という。）の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を公示するものとする。

4 指定空港機能施設事業者は、その氏名又は住所（法人にあつては、名称又は主たる事務所の所在地）を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、知事に届け出なければならない。

5 知事は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示するものとする。

(旅客取扱施設利用料)

第26条 航空旅客の取扱施設を管理する事業を行う指定空港機能施設事業者は、旅客取扱施設利用料（空港法第16条第1項に規定する旅客取扱施設利用料をいう。以下同じ。）を定めようとするときは、その上限を定め、規則で定めるところにより、知事の認

可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 知事は、前項の規定による認可をしようとするときは、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるかどうかを審査して、これをするものとする。

3 第1項の指定空港機能施設事業者は、同項の規定による認可を受けた旅客取扱施設利用料の上限の範囲内で旅客取扱施設利用料を定め、規則で定めるところにより、あらかじめ、知事に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 知事は、前項の規定による届出がされた旅客取扱施設利用料が特定の利用者に対し不当な差別的取扱いをするものであるときは、当該指定空港機能施設事業者に対し、期限を定めてその旅客取扱施設利用料を変更すべきことを命ずることができる。

5 第1項の指定空港機能施設事業者は、第3項の規定による届出をした旅客取扱施設利用料をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

#### (区分経理)

第27条 指定空港機能施設事業者は、規則で定めるところにより、空港機能施設事業に係る経理とその他の事業に係る経理とを区分して整理しなければならない。

#### (監督命令)

第28条 知事は、空港機能施設事業の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定空港機能施設事業者に対し、業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

#### (事業の休止及び廃止)

第29条 指定空港機能施設事業者は、空港機能施設事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

#### (指定の取消し)

第30条 知事は、指定空港機能施設事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第25条第1項の規定による指定を取り消すことができる。

<p>(1) <u>空港機能施設事業を適正に行うことができな</u> <u>いと認められるとき。</u></p> <p>(2) <u>この条例若しくはこの条例に基づく規則又は</u> <u>これらに基づく処分違反したとき。</u></p> <p>(3) <u>第28条の規定による命令に違反したとき。</u></p> <p>2 <u>知事は、指定空港機能施設事業者が前条の規定に</u> <u>よる空港機能施設事業の全部の廃止の許可を受けた</u> <u>ときは、第25条第1項の規定による指定を取り消す</u> <u>ものとする。</u></p> <p>3 <u>知事は、前2項の規定により第25条第1項の規定</u> <u>による指定を取り消したときは、その旨を公示する</u> <u>ものとする。</u></p> <p><u>(指定を取り消した場合における措置)</u></p> <p><u>第31条 指定空港機能施設事業者は、前条第1項又は</u> <u>第2項の規定により第25条第1項の規定による指定</u> <u>を取り消されたときは、その空港機能施設事業の全</u> <u>部を、知事又は当該空港機能施設事業の全部を承継</u> <u>するものとして知事が指定する指定空港機能施設事</u> <u>業者に引き継がなければならない。ただし、空港の</u> <u>供用が廃止される場合においては、この限りでな</u> <u>い。</u></p> <p>第5章 雑則</p> <p>(規則への委任)</p> <p>第32条 略</p>	<p>(規則への委任)</p> <p>第25条 略</p>
--	-------------------------------

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例第3章及び第4章の規定は、この条例の施行の日以後の同条例第21条第1項の規定による公共施設等運営権の設定から適用する。